

平成23年度分 村県民税の申告の受付がはじまります

《2月3日(木)から3月15日(火)まで村県民税及び所得税確定申告の受付をします》

【申告しなければならない方】

平成23年1月1日現在、東通村に住所があり次のいずれかに該当する方。

- ① 前年（平成22年1月から12月まで）収入のあった方
- ② 勤務先から給与支払報告書が提出されない方
- ③ 給与収入以外の収入（営業・農業・漁業・不動産等）があった方
- ④ 年の途中で退職したことなどにより、年末調整をしていない方
- ⑤ 雑損控除や医療費控除、その他の控除を受けようとする方
- ⑥ 国民健康保険に加入している方
- ⑦ 前年所得のなかった方でも、扶養親族に該当しない方
- ⑧ 年金から源泉徴収されている方

【申告しなくてもよい方】

- ① 税務署へ所得税の確定申告をする方
- ② 勤務先で年末調整を済ませた方で、給与以外に収入がない方

【申告に必要な書類】

- 印鑑
- 給与、年金等の源泉徴収票
- 営業・農業・漁業・不動産所得等の方は「**収支内訳書**」等
- 社会保険料（国民年金保険料）の控除証明書
- 国民健康保険税・介護保険料・生命保険・損害保険（地震・長期損害）等の支払証明書
- 障害者手帳や障害者控除対象者認定書（障害の程度を確認できるもの）、戦傷者手帳など
- 税務署から送付されている方は確定申告書等
- その他必要な資料、領収書等

注 1 所得税が還付となる際には、本人名義の金融機関及び口座番号を確認します。

2 支払証明書が領収書が無いと、各種控除は受けられません。

3 障害者控除対象者認定書は役場「いきいき健康推進課」で交付しています。

【申告時のお知らせ】

- 申告は必ず各地区の申告場所をお願いします。
- 申告受付期間中は各地区に資料を持ち出ししている為、**役場庁舎では受けられません。**
- 事業者（営業、農業、漁業、不動産等）の方は、**「収支内訳書」及び減価償却等の書類を作成して**申告受付してください。
- 医療費控除を受ける方は、**「医療費の明細書」**を作成してきてください。
- 住民税からの住宅ローン控除等（要申告）ができます。

問い合わせ 役場 税務住民課 税政グループ TEL 0175-27-2111(内線 141・142)

★ インターネットで確定申告書の作成、国税の申告・納税ができます。

- ・ 確定申告書の作成は「確定申告書等作成コーナー」で
「国税庁ホームページ」 <http://www.nta.go.jp> へ
- ・ 申告、納税は「国税電子申告・納税システム（e-Tax）」で
「e-Taxホームページ」 <http://www.e-tax.nta.go.jp> へ

★ 「e-Tax」の操作に関する問い合わせは

「ヘルプデスク」 TEL 0570-015901（平日9:00～17:00）へ